

令和4年4月8日

政経情報研究会 椎谷哲夫 殿

愛知県津島市議会 議長

公開質問状への回答

先日、公開質問状として「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書」に関して、貴殿から「夫婦同姓を前提とした通称使用の法制化であり、決して選択的夫婦別姓制度に「賛成」や「容認」を示しているものではありません。上記選択肢を選んだ人を「賛成」や「容認」に含めたことが正当な表記であったか否かをお答えください。」とのお尋ねであります。

そのことに関して、当方の考えを述べさせていただきます。先ずここで、肝心な点は前段部分で「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望しても」とあります。これは、夫婦別姓を希望されていることが、この文面からは読み取れます。しかしながら後段では「夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが」との文言が使われています。この「名乗るべき」とは現在の法律が「夫婦同氏制」と呼ばれる婚姻制度が採用されており、婚姻前の姓、つまり「夫婦別姓」を希望していても日本の常識として、「夫婦同姓」が根強く定着しているからと思われる。そのため「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望しても」の部分を重視し、選択肢（ウ）に関しては、当議会として、「賛成」「容認」に含めるとの判断に至りました。

また、法務省民事局は「選択的夫婦別氏制度の導入に肯定的な立場と、これに慎重な立場の双方から、それぞれの立場に親和的な方の割合を示すものとして援用されることについて、いずれの立場が正しく、他方が誤っているなどの見解を有するものではありません。」との見解であります。よって当議会としては、令和3年9月議会において可決した「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書」に関しては、正当な表記であると解釈しております。

ただ、本意見書において、疑念を持たれるような内容となったことに関しては、反省するところであります。

今後は、このようなことが無いよう文面の作成を心掛けて参りますので、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。